



さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

主な内容

議会だより2~7

熱中症 予防・対処法9

今が見ごろです。今年もあじさいが見事に咲き誇っています。夏の避暑に大川原高原へ行きませんか？

大川原高原のあじさい



IP電話番号

村役場代表	5000~5004
議会事務局	5005
教育委員会	5006
社会福祉協議会	5007

総務企画課 TEL.679-2113	産業環境課 TEL.679-2115	建設課 TEL.679-2970
住民税務課 TEL.679-2114	健康福祉課 TEL.679-2971	保育所 TEL.679-2217
議会事務局 TEL.679-2152	社会福祉協議会 TEL.679-2304	FAX.679-2125
教育委員会 TEL.679-2817 FAX.679-2173		

土・日・祝日 および夜間

- TEL.679-2111
- IP.5000~5004
- FAX.679-2125

議会だより

平成25年 第2回6月定例会

平成25年第2回定例会は、6月7日開会され、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決承認案件1件、補正予算案件4件、条例案件2件、報告案件1件のあわせて8件の審議を行い、原案どおり可決、承認し、6月14日閉会しました。

現在の取組状況

佐那河内村長 原 仁志

まず、3月議会以降にあった主な事柄として、2点報告します。

1点目、『徳島からの提言』中間報告」の要望活動について。

平成22年度に改正された現行過疎法が平成27年度末まで延長することになり、中間年にあたって平成24年度に徳島県は制度内容の見直し検討を行い、その内容を「徳島からの提言」としてまとめたものです。この提言の中には、過疎対策事業における都道府県の役割強化、防災拠点施設となる庁舎の耐震化や移転等の推進、老朽化した公共施設の更新及び解体、撤去の推進、農山漁村における再生可能エネルギーの導入促進など、本村にも重要な事柄が含まれています。

2点目、徳島市が進めています新拠点都市創造検討会議について。

徳島東部地域の発展に向けた新たな拠点都市づくりについて検討する組織で、去る5月24日に設置されました。この組織には、本村と小松島市が参加しました。今後は体制整備やスケジュールなどの協議が始まります。この参加には、本村の大幅な人口減少や高齢化、さらには道州制の議論などから、いずれは到来することが予想される地方自治体の再編をも見据えた村の将来像を想定する

ことが重要と考え、参加しました。村民の皆さまには、合併についていろいろとご心配をおかけしていますが、この会議は合併ありきではありません。今後も、皆様にこの会議の情報をお知らせしますので、よろしくお願ひします。

平成25年度に取り組むべき主要な施策と今後の新たな対策について。

○人口、若者定住対策について

去る3月に、国の機関が我が国の人口推計を発表していますが、その数値が各自治体に衝撃を及ぼしています。佐那河内村についても、平成22年には2,588人であった人口が、これから27年後の平成52年には1,428人まで、約44.8%の人口減少と推計されました。加えて、2人に1人が65歳以上の高齢者の村となることもあわせて発表されています。

若者定住の魅力的な対策を進め、本村でも本年度からこのことに本格的に取り組む準備を進めていますが、本議会でも定住促進活性化事業、定住促進集落支援事業などの補正予算を計上しました。今後、さらに内容の精度を高め、9月議会ではさらに内容の濃い事業として皆さまに周知、協力をお願いします。

○防災・減災対策について

東日本大震災や毎年襲来する台風災害を勘案すると、防災拠点として

の公共施設の耐震化が急がれています。本村では、本年度に入り、村民体育館の耐震工事を発注しました。保健センターも工事発注に向け準備中です。役場庁舎の耐震化については、平成24年度までに2次診断が終了していますが、診断の結果として、地震の振動及びその衝撃により倒壊もしくは崩壊する危険性が高い建物であると示されました。

このようなことから、早急に対策の方向を決定しなければならない時期が迫っています。今後、村の財政的なことなどを多面的に検討し、村民や議会の皆さまとも協議を重ね、早く方向性を出せるよう努力します。

さらに、平成25年度当初予算で計上されました消防救急デジタル無線整備事業については、現在、勝浦、上勝の両町と協議を進めています。また、消防団第1分団詰所整備事業についても、早い工事着工を目指します。

○弱者対策としての高齢者の外出支援策について

本年度も試行的にタクシー券により補助を行っていますが、本年度は村社会福祉協議会で過疎地有償運送の実証実験を予定しています。しかし、村内の公共交通事業者との調整に少し時間が必要です。村内で厳しい生活を強いられている村民の足を確保することと村民の公共交通を守

ることとを前提とし、これからも鋭意努力します。

○村民の健康増進や介護予防について

本村の国民健康保険会計を例にとると、村民1人当たりの医療給付費が年間30万円以上の額となっています。本村の財政圧迫の大きな原因になることがごく近い将来考えられ、今後は医療給付費に財源を注ぐのではなく、健康増進、健康維持に力を入れ、健康な村づくりに資する所存です。さらには、介護予防にも同じような考え方で取り組んでいかなければなりません。とりあえず本年度については、特定健診の受診奨励を行い、病気の早期発見と指導に力を注ぎます。

○農業振興について

本村は徳島市に近く、いつまでも農業が営まれている中山間地域の農村であるべきと考えています。そのためには、佐那河内米の生産、ミカン、スタチの栽培、園瀬川沿いの施設園芸の振興をJAと連携し進めます。また、中山間直接支払制度の第3期目が来年度をもって事業終了となりますが、地域の協働取り組みで農業振興、農地の保全、耕作放棄地の予防に努めます。さらに、農業振興の側面的な支援として、旧府能水力発電所跡の施設を再利用した水力発電の再整備や大川原高原に整備さ

れている風力発電の取り組みなどをさらに検討します。

国道438号新府能トンネルの残土処分場用地については、太陽光発電の施設の整備を進めています。これらの再生可能エネルギーの取り組みを促進し、売電益を農業振興、棚田保全、農業用水路の維持管理、鳥獣害防止、あるいは人手が入っていない森林の管理や水源保全に役立てていくため、さらに検討をしていきます。

鳥獣害対策では、神山町との協議会を設置し、事業に取り組んでいますが、防護ネットやモンキーダッグの育成をさらに進め、さらには野生有害鳥獣の駆除に猟友会の皆さまの力をいただき、野生鳥獣害対策にも力を入れていきます。

また、昨年度に購入しました奥川股地区の山林についても、保全管理に取り組み、本村上地区の水道水の安定供給と森林の多面的機能の向上に取り組みます。

○情報の発信について

本年4月から村のホームページを一新しました。今後は、さらに村の魅力や情報発信に努めます。また、観光パンフレットを新しく作成するための予算計上もしています。本村の若い女性職員が自主的に取り組んでいる村の広報姉妹版「Goochile（ごうちる）」もいろいろな方面から好感をいただいています。今後も

ご支援をお願いします。

○救急搬送体制について

数年前から徳島市との協議の場を持ちましたが、徳島市にも事情があり、本村の描く救急体制は現時点では困難となりました。しかし、徳島県で24時間体制の救急医療体制が整っていない自治体の一つであり、方向性が見出せるのにいま少しの時間がかかることとなりましたが、近隣自治体の動向も踏まえ、今後は本村独自でも可能な方向性を検討していきます。

その他、新しい小中学校での教育の効果や明日の本村を担う子どもの健全育成では、本村の農村環境を生かした子育てに取り組んでいきます。

国道438号一ノ瀬地区のバイパス工事については、一日も早い工事着工がされるよう県当局との連携を重ねます。主要地方道小松島佐那河内線大久保峠の改良についても、徳島市へ働きかけを行い、事業促進を図ります。

さらに、過疎法を活用したソフト事業の推進や水道、農業集落排水事業施設の適正な維持管理、行財政改革の推進あるいは村財政の健全な運営等にも努めますので、よろしくお願い申し上げます。

● 専決承認案件 ●

議案第47号 佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分（専決第7号）の承認について

国の平成25年度税制改正の大綱において、国民健康保険法施行令の一

部が改正されたことにより、本村も改正するもの。

● 補正予算案件 ●

議案第48号 平成25年度佐那河内村一般会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ4,662万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億8,662万9千円とするもの。

歳入の主なものについては、県補助金が緊急雇用創出事業交付金として、地域再生可能エネルギー普及啓発事業、大川原高原等再エネ施設環境整備事業として1,050万円の増

額、起債の繰り上げ償還をするための繰り入れとして、基金繰入金を308万5千円の増額、歳出の調整として繰越金を1,689万1千円を増額しています。

歳出の主なものとして、総務費では庁内パソコンの更新のため、備品購入費として500万円の増額、農業振興費では、人・農地問題解決推進事業として494万円の増額、農地費では、用排水路等整備工事、治山復旧事業工事として210万円の増額、商工観光費では、起業支援型地域雇用創造事業委託料として1,050万円の増額、土木費では、村道整備事業工事として510万円の増額、諸支出金の基金費では、新しく環境基金積立金として320万円の積み立てなどとなっています。

議案第49号 平成25年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,007万円とするもの。これは、人事異動に伴い人件費が減額になったため。

議案第50号 平成25年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出それぞれ80万円を増額し、歳入歳出予算の総額を1億8,542万円とするもの。嵯峨地区と高樋地区で事業を実施している農業集落排水機能強化対策事業の工事費が増加したため。

議案第51号 平成25年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

359万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,923万円とするもの。これは、人事異動に伴い人件費が減額になったため。

● 条例案件 ●

議案第52号 佐那河内村情報公開条例の一部を改正する条例について

開示請求に関する決定を国の行政機関の保有する情報公開に関する法律の規定を準用し、本村も改正するもの。

議案第53号 佐那河内村敬老年金支給条例の一部を改正する条例について

敬老年金の支給日を確定するために改正するもの。

● 報告案件 ●

報告第1号 平成24年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成25年度に繰り越した繰越計算書を報告するもの。

一般質問

大岩和久議員

質 村政に対する思いをお聞かせください。①副村長の立場で、村の現状を踏まえ、村が生き残っていくために今後、どのような施策が必要であると思われるか。②中でも、緊急を要する案件については、具体的にどのような形がかかわっていくか。

答 ①②今後、農業後継者の確保問題が本村の最重要課題になると考えている。村として、この問題に早急に取り組む必要がある。

また、村では定住者促進のための移住交流支援センターを運営するため、国の集落支援員、地域おこし協力隊等の制度をうまく活用すること

ができないが、さらに、村内各種団体と協力しながら、空き家、空き地等の情報収集を行い、移住交流に関する相談を受けられないか検討している。この移住交流センターと農業後継者確保問題をうまく絡めていくことによって、一石二鳥の効果が出るのではないかと。

ひとり暮らしの人等については、村役場、社会福祉協議会、常会等によって把握できているが、後継者の有無、その所在、ご本人ご希望等については、これらの問題を的確に捉え、推進するためのデータが不足しているのが現状でないか。村内全体を対象とした実態調査を実施する必要があると考えている。

また、本村には豊かな自然、きれいな水、おいしい空気があるが、子育て世代の若者を定住させるために

は必要と思われるインフラが整備されていない。具体的には、少しのブランコや滑り台はあるが、子どもを一人で遊ばせても安全で安心して遊ばせることのできる子どものための公園がない。これは、若者定住者促進のためには致命的な欠点ではないかと。

また、私の夢になってしまうかもしれないが、村民の電気料金の無料化がある。現在、風力発電が行われ、今年度から太陽光発電施設も設置されようとしているが、これらは全て民間企業により建設されている。安定した風も村の天然資源とっているので、村自体による風力発電、あるいは現在計画されている水力発電を利用して、これが実現できないものか、職員とともに研究したい。

質 教育行政全般について①学校教育についての施政方針をお聞かせください。②社会教育及び、社会体育についても、施政方針をお聞かせください。③中でも、緊急を要する案件について、具体的な内容また、取組はどのようなものがありますか。

答 ①村の教育全般について、4点の視点で教育の質の向上を図り、質の向上に取り組みたいと考えている。1点目、教育環境の質の向上。2番目、教育活動の質の向上。3番目、運営機構の質の向上。4番目、活動組織の質の向上。活力があって、村民に信頼され、地域の特色を生かした教育活動を展開したい。②今後も精いっぱいサポートをしていきたい。特に村、地域の中で、特定の人に負担が非常に多くなっていることを、少しでも解消できるように努力したい。地域や団体の皆さまからの要望にしっかりご意見を聞き、対応していく。③1点目、新校舎の検証ということで、施設面ではエアコンの設置等を検討している。PTA や学校の先生方の要望を真摯に受け、検討を進めていきたい。2点目、給食センターの改善。常時調理員の確保をするために、組織を強化したい。また、献立についても検証、検討を進めていきたい。

瀧 倉 俊 晴 議員

質 本村役場の機能充実について①本村役場機能のこれまでの問題点は何か。②どのような改善を行うのか。

答 ①②1点目、職場環境が余りにもよくないのではないかと感じている。現在の役場は築45年ほど経過した建物なので、情報化の発達した現在と、建設に当たったのコンセプトが全然違うということが最大の原因だと思うが、全体として、雑然

とし過ぎていると思う。根本的にこれを改善するためには、新しい庁舎の建設あるいは現建物の耐震化工事の際に執務室の改造を同時に行う等の必要がある。2点目、村長部局と教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会の職務権限が非常に曖昧になっていること。現在、全ての書類が村長や副村長の決済を必要としているが、これは大きな問題でないか。事務所改造に伴う経費の問題や、また職務権限の変更には、事務規定の見直しや今までの習慣等多くの問題があるが、全ての住民と行政が近い村づくりの推進という目的を達成するために、これらの改革は必要と考える。

質 村道大黒堤防線の、ゴミ集積所から健祥会ハイジまでの、拡幅改良について、対向できるよう、早急な改良が必要でないか。

答 この区間については、一気にできるかできないか、あるいは現状の通行量等を踏まえ現場を調査し、あるいはどのような有利な財源を確保すべきであるか等踏まえ、前向きに検討していきたい。

質 村道大黒堤防線の中辺橋から健祥会ハイジまでの待避所の設置について、4箇所程度の待避所が必要でないか。

答 この区間については、過去においても村道改良の必要性から試みた経過があるが、実現せず、現在に至っている。この区間を待避所あるいは全線改良となると、本村だけの判断で改良できないという問題点等が発生してくる。そうしたことを踏まえながら、どのような方向がいいのか、全線が開通という質問ではなく、待避所を設けるとい話なので、どの場所に待避所を設けたら、より趣旨にのっとった改良ができ、工事がやりやすいかを検討して、混雑状況等を調査し、考えていき

い。

健祥会ハイジの前のアジサイが植わっている箇所については、車が川に落ちないために車どめのコンクリート、あるいは人が川に転落しないために、ガードパイプ等の施工を考えていく。

仁 羽 悟 郎 議員

質 高齢者等の移動支援事業について①事業概要（予算と事業内容）について②目的について③運送区域、利用運賃、利用方法について、想定している利用客数④アンケートの必要性について、意義活用方法について⑤地元タクシー会社と十分話し合い、合意形成はなされましたか⑥地元タクシー会社の経営を圧迫しないための代替案は？⑦代替案で賛同が得られますか⑧神山方式にすれば、本村の対象者は、費用はいくらになりますか

答 ①事業の概要として、交通社会の状況の調査、ニーズ調査、運用していくための組織化、法人化、社会実験と評価作業、協議会を開催、年度内の目標をどうしたら達成できるか、住民タクシー過疎地有償運送をするための組織、その上に社会実験についてということを経営内容としている。事業費については、1,000万円。②道路運送法第80条第1項の許可に基づく交通機関空白の過疎地における有償運送事業を実施するに当たり、佐那河内村における生活交通サービスを維持し、住民等の利便性の向上を図ること。③全体像を具体的に決定していない。④事業成果が有効に取り組めるために行うもの。⑤実証実験をするためのタクシー会社との合意形成は至っていないというのが実態であり、今後、鋭意努力していかなければならない。⑥⑦過疎地有償運送をする制度の中で、タクシー会社にも協力いた

だける方法を考えていかなければならないが、現時点で穴埋めを完全にはできない案は、持ち合わせていない。タクシー会社に十分納得いただけるように、さらに努力する。⑧本村の場合、65歳以上の高齢者のみを対象としているが、5月末では51人がこのタクシーチケットを利用している。一方、神山方式を本村に適用すれば、助成対象者が70歳以上ということになるので、5月末で単純に70歳以上は826人になる。この826人が対象となるが、このうちの何人が申請されるかは予測できない。それと、神山町のタクシーチケットは助成券である。最低でも2分の1の負担が要ることになる。費用については、単純に神山町の1人当たりの費用を計算し本村にあてはめると、266万円という数字になる。

質 職員(保育士)の採用について、臨時保育士を本採用にできないか

答 将来の本村の子どもの数を勘案することが非常に大切であり、現時点で推測すると、急激にお預かりする子どもが減る傾向が出ている。あわせて子どもの減少に伴い、保育士の数が問題になり、本採用にすることは難しい。

松長英視議員

質 子育て支援に関連して、医療費の無料化を高校卒業までの子どもにすべきと考える。①県が無料化の年齢を引き上げた。高卒まで引き上げると村の負担はどれ程多くなるか(県の引き上げ分を考慮して)②子どもの人数を増やす方策をどう考えているか

答 ①中学生が少ない年であれば190万円から230万円、高校生が少ない年が180万円から270万円という結果が出ている。②人口対策をすることが一番と思っている。その人

口対策の目線としては、農村である以上、農業をしていただく人の確保が一番目でないか。その他の項目としては、保育所や小中学校での子育て、教育等の支援、あるいは農村としての魅力アップ、国道438号の整備等社会資本の充実、または女性が働きやすい環境等の人口対策をしなければならない。今年の4月から本格的に人口対策に取り組んでいきたい。

質 ゴミ処理について、協議会のスケジュール表から①今年度基本計画を作成し、来年度早々に組合設立の予定となっていますが、佐那河内のゴミ処理行政の利点はどこまでいかにされているか②このまま進めて佐那河内にとってどんな利点があるか③噂では、処理施設は佐那河内村できまりなどと、ささやかれているが、どう考えるか

答 ①現時点では、まだ基本計画の策定には至っていない。本村の場合、村単独での建設は無理であり、中間処理施設を広域で行うことが利点の一つでないかと考えている。ごみの分別、再資源化等を進め、協議会に参加している市や町へも積極的に働きかけ、分別の輪を広げることが地域全体の利点になると考えている。②③いろいろな問題と対応策を検討し、広域化のメリットやデメリットを協議会で検討される。建設用地もまだ決まっていない。事業費の負担や廃棄物の運搬効率など多くの検討課題がある。具体的な基本方向が出たら、村の方向性を見きわめなければならない。

質 過疎地有償運送について

答 過疎地有償運送の予算については、今後の実証実験等事業を進めて行く上での必要経費を計上している。ただし、精算時には変更契約をし、実際にかかった費用をもって

精算する。

岡本隆次議員

質 村営住宅建設について①人口減少を食い止めるため、必要と思われるので、例えば若者を対象としたアンケート調査をしてはどうか

答 ①基本的に本村にある常会への加入や、地域活動など村になじみ、とけ込み、積極的な活動をしていただくことが何よりも大切でないか。村民あるいは常会、それぞれの地域等の理解を得て、住民の皆さまに参加いただき、考えていただきながら住宅施策を考えていくのがよいのではないかと、思っている。

質 山根玉峰氏の記念館をぜひお願いしたい①名誉村民第一号の先生の村に対する思いを村としてもこたえたいと思うがどうか

答 多くの意見を聞きながら、早速本年度から検討を進めていきたい。

長尾久代議員

質 教育方針について①学校教育、社会教育についての考えをお伺いしたい②ユネスコ活動についてどう思うか

答 ①保小の連携については、障害や特性のある児童の入学時の申し送りや、就学前の体験入学、あるいは小中学校のオープンスクールの活用、また運動会や行事の連携などを、これからさらに進めていく必要があるのではないかと。学童も放課後子ども教室ということで教育過程の活動の中の教育活動と、その活動外の放課後の子どもたちの活動の結びつき、子どもたちの学習に対する特性であったり、あるいは活動に対する特性であったり、あるいは障害であったり、そういったことを共有して、子どもたちのために活動をさらに広く、濃くしていく必要があると

考えている。②今後も地球環境を考
えることや国際平和や国際貢献の主
体を持つことは非常に大切であると
考え、このユネスコの精神に沿った
活動を続けていく、あるいは非常に
尊重していく。ユネスコスクールに
ついては前向きに、学校長と検討を
進めていきたい。

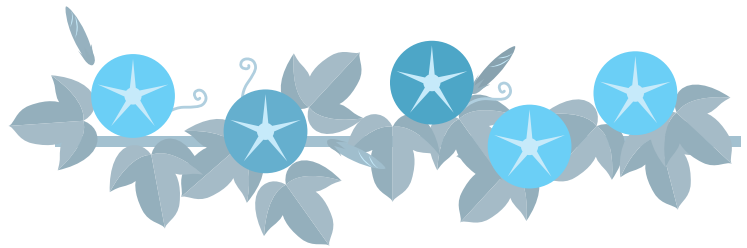
質 中山間地域等直接支払制度につ
いて①今後の見通しについて②
どのような課題があるか、またある
場合その対策について

答 ①この制度の継続を今日まで訴
えてきたし、これからも訴えて
いきたい。②1点目、協定への参加
者が少なくなることが想定される。

2点目、協定面積が少なくなること
が推測される。対策として、高齢化
あるいは後継者がいない場合など農
業生産活動の継続が困難になったと
きに、あらかじめ誰がどのように管
理するか、集落内での話し合い等
を通じて決めていく方法等を考えて
いかなければならない。また、集落内
でできない場合は、地域の農業を担
うと位置づけされている認定農業
者、(本村には53人が認定されてい
る。)また新規就農者に農地の利用
権の設定を進め、有効利用を進めて
いきたい。本村でもこの事業を通じ
て、農地の保全、振興に取り組んで
いきたい。

質 旧中学校利用について①旧中学
校校舎はどのようにするのか

答 ①古い本体の校舎は、将来的に
も取り壊される方向にならざる
を得ない。ただし、ご提案いただいた調理室の利用については、耐震性
も含めて検討し、有効活用する方法
を考えていく。西ノハナの新しい校
舎は、役場の耐震工事をした場合の
仮の庁舎になる可能性もあるので、
現在までこのような形で今日を迎え
ている。しかし、役場の庁舎につい
てもそう遠からず方向性が決まるの
で、そうした方向が出たら、どのよ
うな方向で検討するのがよいか考え
ていく。



議会行事出席報告

(場 所)
(出席者)

平成25年 6 月

- 6月4日 県知事との意見交換会 (中野議長他6人)

- 7日 平成25年第2回村議会定例会開会 (会期は14日までの8日間) (全議員)

- 11日 平成25年第2回村議会定例会2日目 学校訪問 (全議員)

- 13日 平成25年第2回村議会定例会3日目 一般質問 (全議員)

- 14日 平成25年第2回村議会定例会最終日 閉会 (全議員)

- 19日 小松島市外三町村衛生組合監査 (小松島市役所) (中野組合議員)

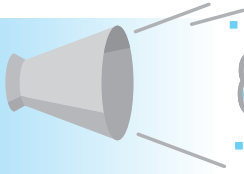
- 20日 青少年育成村民会議総会 (農振C) (大岩文教厚生委員長)

- 24日 6月分例月出納検査 (役場) (井開、長尾監査委員)

- 25日 村農業委員会総会 (農振C) (岡本農業委員)

- 28日 徳島県町村議会議長会臨時総会 (ホテル千秋閣) (中野議長、松下事務局長)

- 28日 徳島市議会正副議長就任あいさつ (役場) (瀧倉副議長)

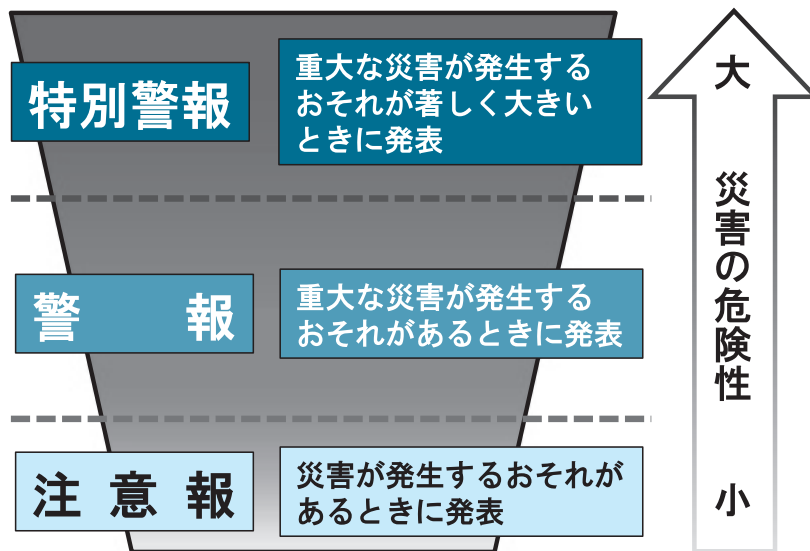


8月から『特別警報』の発表を開始します。

気象庁は8月から特別警報の発表を開始します。

気象庁はこれまで、大雨や津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。よりはなはだしい大雨や大きな津波などが予想され、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、新たに「特別警報」を発表します。特別警報の対象とする現象は「東日本大震災」や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、犠牲者5,000人以上を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした、死者・行方不明者合わせて98人を出した「平成23年台風第12号」の豪雨などが該当します。

津波、火山噴火については、それぞれ大津波警報、噴火警報(レベル4以上)など、すでにある警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報として、従来の名称のまま発表する予定です。



特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。津波（大津波警報）であれば、何より高いところへの避難が必要ですが、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外出することがすでに危険となっている場合もあります。屋外の状況や、避難指示・勧告などに留意し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまるかなど、ただちに命を守るための判断・行動をしてください。

また、特別警報が発表されないからといって災害が発生しないということではありません。従来の警報はこれまでと変わりなく、重大な災害のおそれがあるときに発表しますので、警報が発表された時点で十分な警戒が必要です。大雨などの時は、時間を追って発表される注意報、警報やその他の気象情報を活用して、早め早めの行動をとることがあなたや家族の命を守ります。

『特別警報』は、テレビやラジオ、防災無線などのさまざまな方法で伝えられます。『特別警報』が発表されたら、ただちに命を守るために判断・行動してください。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ 気象庁徳島地方気象台防災業務課 電話088-626-0676

熱中症

ご存じですか？

予防・対処法

熱中症は、暑さで体温を上手に調整ができなくなった状態で、めまいや頭痛、吐き気などの症状が見られます。高温・多湿などの状況であれば、日中の炎天下だけでなく、室内や夜間でも発生することがあります。

節電の協力をお願いしていますが、熱中症になると命にかかわることがあります。室内でのエアコンの使用を無理に控えることで、熱中症にかかることがないようにしましょう。

また、高齢者は、汗をかきにくく、暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、のどが乾かなくても、水分を取る習慣をつけましょう。

熱中症予防5つのポイント

1

高齢者は 上手にエアコンを

高齢者や持病のある人は、暑さで徐々に体力が低下し、室内でも熱中症になることがあります。節電中でも上手にエアコンを使っていきましょう。

周りの人も、高齢者のいる部屋の温度に気を付けてください。

2

暑くなる日は要注意

熱中症は、暑い環境に長時間さらされることにより発症します。特に、梅雨明けで急に暑くなる日は、体が暑さに慣れていないため要注意です。

また、夏の猛暑日も注意が必要です。湿度が高いと体からの汗の蒸発が妨げられ、体温が上昇しやすくなってしまいます。猛暑の時は、エアコンの効いた室内など、早めに涼しいところに避難しましょう。

3

水分を こまめに補給

のどが渇く前に水分を補給しましょう。

汗には塩分が含まれています。大量の汗をかいたら、水分とともに塩分も取りましょう。ビールなどアルコールを含む飲料は、かえって体内の水分を出してしまうため水分の補給にはならず、逆に危険です。

また、高齢者は暑さやのどの渇きを感じにくい傾向がありますので、こまめに水分を補給しましょう。寝る前も忘れずに！

4

「おかしい!？」と 思ったら病院へ

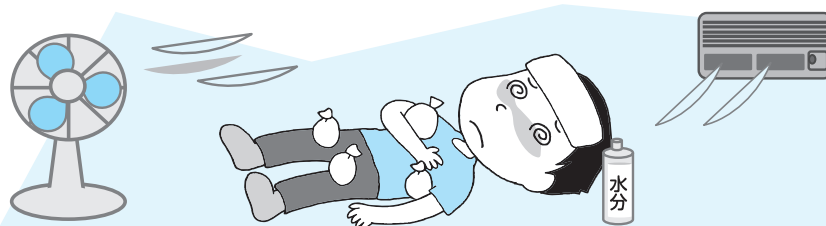
熱中症は、めまい、頭痛、吐き気、倦怠感などの症状から、ひどいときには意識を失い、命が危険になることもあります。「おかしい」と思ったら、涼しいところに避難し、医療機関に相談しましょう。

5

周りの人にも 気配りを

自分のことだけでなく、ご近所で声を掛け合うなど、周りの人の体調にも気を配りましょう。

スポーツなど行事を実施する時は気温や参加者の体調を考慮して熱中症を防ぎましょう。



村の話題

6/1
(土)

古代米の田植

村と企業が共同で古代米を育てる「佐那河内村古代米活用プロジェクト」も2年目になりました。

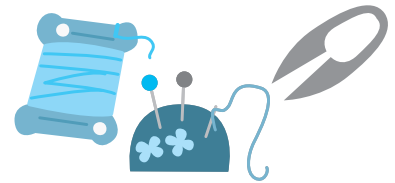
田植え前には、収穫を祝う踊りを奉納し、今年も府能地区の棚田に赤米と黒米の稲苗を、昔ながらの定規を使いながら、丁寧に植えていきました。

去年の古代米は、味噌やパンになり好評でしたが、今年はどのように活用していくのか？今からとても楽しみです。



6/5
(水)

防災ずきん制作



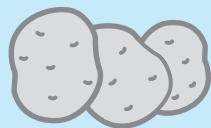
寺谷長寿会の佐々木チエ子さんを講師にお招きし、タオル3枚でできる防災ずきんづくりに挑戦しました。

出来上がったずきんは、子どもの頭に合せて、ひも位置を調整できます。今後、避難訓練時に使います。

6/7
(金)

ジャガイモ掘り

2月に、年長組が植え付けたジャガイモ(種芋)。あれから半年、収穫の時期になりました。



植付けした小学1年生のみんなと一緒に、5歳児年長組14人が、ジャガイモ掘りをしました。土の中のお芋を見つけ大喜び。大発見！とばかりに次々と掘り出しました。



6/22 (土) 夕涼み会



今年も、佐那河内小中学校体育館を会場に設営されました。保育所児童のほか、小学校児童、またわんぱく広場の親子も集まり、賑やかに夕涼み会が開催されました。

保育所保護者会員さんの若いパワーで魅了され、楽しい2時間を過ごしました。



6/23 (日) 大川原あじさい園 草刈り作業を行いました。

あじさいの見ごろに向け、恒例の公民館主催草刈り作業を行いました。

当日は、約50人の一般参加をいただき、ヒルトップハウスを中心に作業を行いました。

村の誇れる観光地の一つとして、例年たくさんのボランティアの協力をいただき、園は整備されています。

今年もたくさんの人の目を楽しませてくれることでしょう。

ご参加いただいた皆さん、ありがとうございました。



6/27・28 (木) (金) 中学生が職場体験

3年生18人が職場体験学習を行いました。これは、生徒たちが体験を通して働く意味を考えたり、職業選択のイメージをより具体的にしたりするための学習です。今年も村内の5事業所のご協力を得て、実施しました。

保育所やハイジでは、保育や介護のお手伝いをさせていただき、人と接する仕事の楽しさや厳しさを学びました。農協やサンクスでは販売の準備や接客を体験して、消費者とは違う立場から、商品の売買について考えることができました。村役場では、大川原高原やクリーンセンターなどでの作業を通して、役場の仕事わたしたちの生活を支えていることを実感しました。

短期間でしたが、学ぶことの多い体験学習でした。ご指導いただいたみなさま、本当にありがとうございました。



平成25年度 狩猟免許試験講習会について

1. 講習内容

- ① 狩猟法に関するもの ② 鳥獣の知識(筆記)
③ 猟具に関するもの(筆記) ④ 鳥獣の判別(実技)
⑤ 猟具に関するもの(実技) など

2. 講習会日程及び講習会場

第2回試験対象	第3回講習会	平成25年8月10日(土)	試験日 8月25日 (日)
	網猟免許 ワナ猟免許 (重複する場合は 8月10日)	初心者 10:00~(9:30受付) 場所 三好市池田総合体育館 住所 三好市池田町マチ2551-1 申込期限 平成25年8月5日(月)	
	第4回講習会	平成25年8月11日(日)	試験会場 県民局でお 問い合わせ ください
	網猟免許 ワナ猟免許 第1種銃猟免許 第2種銃猟免許	初心者 10:00~(9:30受付) 場所 一社)徳島県猟友会 事務所 住所 徳島市南仲之町4丁目18番地 申込期限 平成25年8月5日(月)	

3. 講習会費

6,500円(講習費・テキスト代・判別用テキスト 他・
昼食は含まない)

申込みをいただいた人に、「狩猟読本」込み用紙を送

付します。締切厳守

事前に振込みのない人は、受講できません。(当日現金の受付けはしない)

4. 講習会についての問い合わせ先

徳島市南仲之町4丁目18番地
一般社団法人 徳島県猟友会事務局
電話623-1617 FAX623-1618
駐車場はありません。

申込みについては、期限を厳守し申込書を、郵送またはFAXで申込んでください。

申込みの多い場合は先着順です。

なお、詳細については、県猟事務局までお問い合わせください。

5. 注意事項

狩猟免許は徳島県が行う狩猟免許試験を受けなければなりません。

試験の申請については各住所地の「総合県民局」または「東部農林水産局」にお問い合わせください。

東部農林水産局 徳島市新蔵町1丁目 626-8582
または産業環境課まで

地域おこし協力隊だより

お日様の下で

こんにちは。改めまして、地域おこし協力隊の宗像です。暑いですね。初めて佐那河内村で味わう夏、四国は暑いなと理解していたのですが、今年は例年よりも平均気温が高いようですね。私だけでなく皆さんも暑さを感じているということに、不思議と胸をなでおろしています。「暑中お見舞い申し上げます」

皆さんは、どんな風に暑さを乗り越えていますか。

6月のホタル、美しかったですね。私の住居は丸田にあるのですが、嵯峨川沿いの夜の散歩が日課になるほど、吸い寄せられました。静かな闇夜、明滅する光が川面を照らし、集散をくり返すさまを眺めていると、時間がたつことを忘れ、暑さが遠のいていきます。

日よけの定番といえば、緑のカーテンでしょうか。家の窓辺にはゴーヤがそよいでいます。葉の隙間からめると陽光が柔らかくなり、風は涼やかになります。そして収穫も。目や頬ばかりでなく、畳と壁に優しく、胃腸にも嬉しい天然カーテン、私にとって、毎年恒例、埼玉にいるころからの実用的な装飾です。

そして、避暑といえば高原！大川原高原には行かれ

ましたか？アジサイの大群落、きっと今ごろは見事に咲きそろい、斜面を美しく染めていること

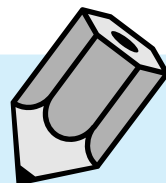
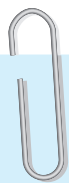
でしょう。私が勤めるのも変ですが、今年まだ訪れていない人は、どうぞアジサイ詣でにお出でください。一面を埋め尽くす淡い色合いと冷涼な大気に触れれば、暑さなぞ吹き飛ばすこと請け合い。村最上の観光資源、夏の風物として親しみを抱き、毎年足を運ぶと、桜のように楽しめるかもしれません。

そして夏と来れば、祭りの季節。踊りに謡に舞に、活発に酔いましょう。

いろいろと書き連ねましたが、結局のところ、暑さに打ち勝つには「体力づくり」が大切かと思います。室内で冷房漬けになるのではなく、外に出て過ごすことが、健康の秘訣。みなさん、散歩に、山登りに、栽培に、お日様の下で体を動かしましょう。

くれぐれも、熱中症にはご用心を。元気に夏を乗りきれますように！





国民年金保険料免除などの申請について

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、役場国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または役場国民年金担当窓口に備え付けてあります。

平成25年度の免除などの受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間（前一年間分）についても申請することができます。7月に前一年間分の免除なども申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いします。

児童扶養手当を受給している皆さまへ

現況届

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までに現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年7月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を2年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまう。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

手当額の一部支給停止について

手当の支給開始月から5年または支給要件に該当した月から7年を経過したときは、手当額の一部支給停止の対象となります。(なお、受給資格者が父の場合は、平成22年8月1日以降の支給開始月などから起算されます。)ただし、就労している人、就職活動をしている人、自立に向けた職業訓練のための学校に通学中の人など、就労意欲があり自立に向けての努力をしている人、あるいは障害などがあり就労できない理由がある人については、手続きをしていただいた上で、従来どおりの支給となります。

対象となる人には6月下旬にお知らせを送付していますので、現況届と併せて手続きをお願いします。

対象者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで出産した児童

ただし、上記の場合でも、請求者(母、父または養育者)が公的年金(老齢福祉年金を除く)、遺族補償を受けることができるなどには手当を受給できません。詳しくは、住民税務課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、住民税務課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者及び扶養義務者(同居している請求者の父母兄弟姉妹など)の前年の所得(1月～6月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得)によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、

資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、住民税務課までお問い合わせください。

手当月額（平成25年4月から）	
児童1人の場合 全部支給	41,430円
一部支給	41,420円～9,780円
2人目の場合	5,000円加算
3人目以降1人につき	3,000円加算

…………… 手当月額の計算式 ……………

一部支給は所得に応じて月額41,420円から9,780円まで10円きざみの額です。具体的には次の算式により計算します。

$$\text{手当月額} = 41,420\text{円} - \{(\text{受給者の所得額} - \text{所得制限限度額}) \times 0.0182890\}$$

※上記{ }内の部分の額については、10円未満四捨五入

(注1) 計算の基礎となる41,420円は、固定された金額ではなく、物価変動などの要因により改正される場合があります。

(注2) 受給者の所得額とは、収入から、給与所得控除等の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。

(注3) 所得制限限度額は本人（母、父または養育者）の「全部支給の所得制限限度額」の金額であり、扶養親族等の数に応じて額が変わります。

(注4) 0.0182890は、固定された係数ではなく、物価変動などの要因により、改正される場合があります。

お問い合わせ・申請先 住民税務課

※提出する書類は受給者によって異なります。ご不明な点は住民税務課までお問い合わせください。

特別児童扶養手当を受給している皆さまへ

現況届（所得状況届）

特別児童扶養手当を受給されている人（支給停止中の人も含みます。）は、手当の支給要件を確認するために、**毎年8月11日から9月10日の期間中**に現況届（所得状況届）の提出が必要となります。対象となる人には毎年7月下旬から8月初めごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。現況届の提出が遅れたり提出がなかったときは、手当が遅れたりもらえなくなることがありますので、ご注意ください。

対象者

政令に規定する障がいの状態にある20歳未満の児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）、または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）している人

ただし、次のいずれかに該当する場合は対

象外となります。

- ・児童または手当の支給を受けようとする人が日本国内に住んでいないとき
- ・児童が施設に入所しているとき
- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受け取ることができるとき

支給額

児童1人につき月額

1級：50,400円

2級：33,570円（平成25年4月分から）

※上記支給額は、固定された金額ではありません。物価変動などの要因により、改正される場合があります。

※**所得制限限度額を超えるときは支給されません。**詳しくは、住民税務課にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ（**特別児童扶養手当の所得制限額**）をご参照ください。

お問い合わせ・申請先 住民税務課

平成25年度 がん検診及び特定健診（国保）のお知らせ

平成25年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係（電話679-2971、IP5000～5004）までお申し込みください。なお、がん検診は、村に住民登録のある人で次の対象者に該当する人であれば受診できます。特定健診については国保加入者（40歳以上）のみとなります。

●がん検診・特定健診日程及び場所

検診日程	検診場所	受付時間
平成25年9月7日（土） 【申込み期限：8月16日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	9：30～11：00 婦人科検診は11：00～12：00
平成25年10月5日（土） 【申込み期限：9月13日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	9：30～11：00 婦人科検診は11：00～12：00
平成25年10月22日（火） 【申込み期限：10月1日（火）】	佐那河内村農業振興センター 肝炎検査・前立腺がん・特定健診のみ実施	9：00～11：00
平成25年11月2日（土） 【申込み期限：10月11日（金）】	公益財団法人とくしま未来健康づくり機構 （旧：徳島県総合健診センター）	9：30～11：00 婦人科検診は11：00～12：00
平成25年12月6日（金） 【申込み期限：11月15日（金）】	佐那河内村農業振興センター	9：00～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

※村内開催の日程については、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。

●がん検診内容及び負担金

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診	40歳以上の村民	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 平成25年度において満40歳となる村民（S48年4月1日～S49年3月31日生まれの人） ② 平成14年度から平成24年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成24年度に受診された人は、平成26年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。）	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※ 2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成24年度に受診された人は、平成26年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。） ※ 12月6日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月6日（金）の村内で行う検診では、歯科健診も行います。歯科健診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。

※6月から11月までの公益財団法人とくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、オプション項目【頸部エコー検査：負担金3,150円・腹部エコー検査：負担金4,770円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

国保 脳ドック について

対象者	村の国民健康保険加入者で30歳～74歳までの人 （ただし、2年に1回の受診となります。平成24年度に受診された人は、受診できません。）
期間	平成25年7月1日～平成25年12月中旬頃まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円

※受診を希望される人は、健康福祉課国保係までお申し込みください。

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

8月は後期高齢者医療被保険者証の更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「平成25年7月31日」となっているオレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。7月中旬に健康福祉課から、有効期限「平成26年7月31日」と記載された新しい被保険者証（むらさき色）を送付します。

8月1日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

【有効期限】 新しい被保険者証の有効期限は
平成26年7月31日です。

ご確認ください！

【一部負担金の割合】（医療機関窓口で支払う医療費の自己負担割合）
平成25年8月1日から平成26年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成24年中の所得に基づき改めて判定します。

1割負担となる人		
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満		
3割負担となる人		
世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※ 70歳以上75歳未満の人がいる場合、その皆さまとの総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの人へ

平成24年度の認定証をお持ちの人で、平成25年度も住民税非課税世帯の人には、7月末までに健康福祉課から認定証をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で「過去12か月で90日を超える入院」をされた人は、健康福祉課まで申請すると入院時の食事代がさらに減額されます。

臓器提供の意思表示にご協力ください

臓器移植に関する啓発や知識を深めるため、被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった人に他の人の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができ、また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

平成25年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成25年度保険料の算定基礎となる平成24年中の所得が確定された後、年間保険料額とお支払方法の決定通知をお送りします。

被保険者一人ひとりが納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに、大切な財源となります。みなさんのご理解と納付へのご協力をお願いします。

試験日 平成25年9月22日(日)

申込受付期間 平成25年7月22日(月)～平成25年8月5日(月)

1 試験区分、採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務（高等学校卒業程度）	若干名	一般行政事務に従事します。
保健師（短期大学卒業程度）	1人	保健師の業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務（高等学校卒業程度）	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人。
保健師（短期大学卒業程度）	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または平成26年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの人。

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
 - ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	平成25年9月22日(日) 10時00分から	徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟
第2次試験	平成25年11月以降（日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。）	

4 試験の方法及び内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法及び内容
第1次試験	教養試験	一般事務 保健師	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識及び知能について、それぞれ高等学校卒業程度、短期大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	専門試験	保健師	13時00分から 14時30分まで	専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。出題分野(公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論)

区分	試験種目	試験区分	方法及び内容
第2次試験	論文試験	一般事務 保健師	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務企画課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先 総務企画課

平成25年度
佐那河内村

臨時職員募集

雇用期間

平成25年9月1日～
平成26年2月28日(原則)
※期間の更新あり

試験区分	採用予定人員	勤務場所	賃金
行政事務補助員	1人	佐那河内村役場	月額6,600円

※手当など(村の支給基準による)
※社会保険(健康保険・厚生年金保険)は、勤務日数・勤務時間数により、関係法令の規定に基づき適用されます

試験について

受験資格

次に該当する人は、受験できません

- ・地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
- ・成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

次の書類を郵送するか、ご持参ください

- ①平成25年度佐那河内村臨時職員採用試験受験申込書(自筆に限る)
役場 総務企画課にあります。佐那河内村ホームページからもダウンロードできます。
- ②履歴書(自筆に限る。市販の用紙可、写真貼付のこと)

応募方法

試験日

平成25年7月29日(月)午後5時30分～

試験方法

面接による選考試験

応募期間

平成25年7月16日(火)～平成25年7月25日(木)

※郵送による場合は、必着

応募・お問い合わせ先

総務企画課

子育てハーモニー開催



少子化や核家族化が進み、地域のつながりが希薄化している中、子育て家庭の孤立化や育児不安、児童虐待などが問題になっています。

子育ての不安、しつけの悩み、親子関係、仲間づくり、児童虐待など、子どもや子育てに関する悩みについて、本村主任児童委員さんが、皆さんと同じ立場で親身に相談にのります。

子育てハーモニーは毎月第2水曜日に農業振興センターで開催しています。お気軽にお越しください。

お問い合わせ 健康福祉課

出前科学実験教室「やっ Toku、なっ Toku、Dai 実験」

花火の色の秘密

カラーファイヤー

平成25年7月26日(金)13:00～15:20

対象 小学生・中学生及び科学教育に興味がある人

開催場所 佐那河内村農業総合振興センター(名東郡佐那河内村下字中辺71-1)

申込先 佐那河内村教育委員会

夏の夜空に打ち上げられる色とりどりの美しい花火。花火の色は金属の炎色反応によって着色されています。この炎色反応を理解してカラーファイヤーを作製しましょう。

主催 徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部 総合技術センター 電話 656-9793

共催 佐那河内村教育委員会

この活動は、独立行政法人科学技術振興機構の平成25年度 科学技術コミュニケーション推進事業機関活動支援の支援を受けて実施しています。



実験参加者募集

募集人数

30人程度

参加費
無料

休日も家事に休みなし？

家事は女性といった固定的な性別役割分担意識にとらわれていませんか。
 掃除も料理も洗濯も家事はみんなですと早く片付きます。
 家にいると家事・育児・地域での活動で毎日が太忙し。
 仕事や学校が休みの日はみんなで分担してみませんか。
 これまでしなかったこと、できなかったことをやってみませんか。
 やってみると意外とおもしろいものです。

～ともに支えあう 男女共同参画社会へ～

男女共同参画社会は、すべての人が個人として尊重され、性別にとられることなく、自分らしく、のびやかに生きることのできる社会です。

男女が、家庭、職場、地域社会の中で協力して、その一員としての役割を果たしながら、それぞれの持てる能力と個性を発揮し喜びと責任を分かち合うことができる社会を築いていきましょう。



佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内 8月

〈農振センター〉
2階和室

アロマヨガ
20:00～21:00

〈小・中学校体育館〉
卓球

19:30～21:00
※バドミントン
20:00～22:00

- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局
(教育委員会内)

☎679-2817 IP 5006



スポーツ振興くじ助成事業

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					バドミントン	
4	5	6	7	8	9	10
	アロマヨガ		卓球			
11	12	13	14	15	16	17
					バドミントン	
18	19	20	21	22	23	24
			卓球			
25	26	27	28	29	30	31
	アロマヨガ					

お願い

※村民体育館は、平成25年5月下旬より天井部分（吊天井）の改修工事をしています。
 5月18日(土)より、9月末まで4か月の間、使用できませんので、ご協力をお願いします。

7月21日(日)は 第23回参議院議員通常選挙の 投票日です！



第23回参議院議員通常選挙が7月21日に執行されます。
みなさんの一票は、今後の国政を担う代表者を決定する大切な一票です。
投票日には必ず投票しましょう。

投票時間 7月21日(日) 午前7時～午後8時まで

本改正後における選挙運動・政治活動の可否一覧

できること / できないこと		政党等	候補者	候補者・政党等以外の者
ウェブサイトなどを用いた選挙運動	ホームページ、ブログなど	○	○	○
	SNS（フェイスブック、ツイッターなど）※1	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
	政見放送のネット配信	△※2	△※2	△※2
電子メールを用いた選挙運動	選挙運動用電子メールの送信	○	○	×
	選挙運動用ビラ・ポスターを添付した電子メールの送信	○	○	×
	送信された選挙運動用電子メールの転送	△※3	△※3	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して旗布(証紙なし)		×	×	×
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動		○※4	○※4	○※4
ウェブサイトなど・電子メールを用いた落選運動以外の政治活動		○※5	○※5	○※5
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	あいさつを目的とする広告	×	×	×

※1 メッセージ機能を含む。

※2 著作権隣接権者（放送事業者）の許諾があれば可。

※3 新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

※4 現行どおり、規制されない。ただし、新たに表示義務が課される。

※5 現行どおり、規制されない。

成年被後見人の選挙権の回復

●平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

だれでも、ウェブサイトなどを利用する方法により、選挙運動を行うことができるようになりました。

ホーム
ページ

ブログ

SNS
(Facebook、
Twitter など)

利用の際は発信者の連絡先などを表示する義務があります。

ただし、電子メールを利用する方法は候補者・政党などに限られています。(メールの転送も制限されます。)

注意

誹謗中傷・なりすましなど悪質な情報を発信すると処罰されます。

**インターネット
選挙運動解禁**



佐那河内村選挙管理委員会

「在留カード」などによる新しい在留管理制度！

【平成24年7月9日施行】

駐在所だより

ポイント1 「在留カード」が交付されます

在留カードは、中長期在留者（※）に対し、上陸許可、在留資格変更許可などに伴って交付されます。

※ 中長期在留者

日本人の配偶者など、定住者、技術、人文知識・国際業務などの在留資格、技能実習生、留学生、永住者など（3月以下の在留期間、短期滞在の在留資格、特別永住者などは該当しません。）

ポイント2 特別永住者制度が変わりました

特別永住者などについても外国人登録証明書が廃止され、新たに「特別永住者証明書」が交付されています。

ポイント3 外国人登録制度が廃止されました

中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定期間「在留カード」とみなされます。

外国人登録証明書は、すぐに在留カードに換える必要はありません。

※ 特別永住者などが所持する「外国人登録証明書」も一定期間「特別永住者証明書」とみなされます。

ポイント4 住民基本台帳法が一部改正されました

中長期在留者（在留カード交付対象者）である外国人住民の住民票が作成されています。

（日本人住民と外国人住民の住民票が世帯ごとに編成される住民基本台帳）

※ 住民票には、氏名、生年月日、性別、住所、国籍など、在留資格、在留期間などが記載されています。

在留カードの携帯・提示義務

- 本邦に在留する外国人
・旅券の携帯義務
（在留カードを携帯する場合を除く）
 - 中長期在留者
・在留カードの常時携帯義務
・警察官、入国審査官などへの提示義務（罰則あり）
- ※ 16歳未満の外国人は旅券などの携帯義務なし



ワンポイント 裏面の確認を忘れず

- 在留カードを確認する場合は、特に「在留資格」、「在留期間」を確認するとともに、裏面の「住所地」、「在留資格変更許可申請」の有無を確認する。

特別永住者証明書の提示義務

- 特別永住者は、特別永住者証明書の常時携帯義務なし
- 警察官などへの提示の求めに対する提示義務あり（罰則あり）

【提示拒否が成立する場合】

- ・提示を求められたにもかかわらず、提示を拒否する旨の意思を外形的に明らかにした場合
 - ・合理的期間内に取返して提示をしないような場合など、その意思を持って提示を拒んだといえる場合
- ※ 合理的期間とは、
個別の事情に応じて判断される。
事情の例：提示を求めた場所と保管場所の位置関係
：提示の支障の有無およびその程度



駅前労働相談会

日時

平成25年7月28日(日)

午後1時～午後4時30分(受付は午後0時45分から午後4時まで)

会場

シビックセンター4階

相談員

弁護士など徳島県労働委員会委員

内容

解雇・賃金未払い・配転など
労使関係のトラブル

費用

無料

申込み

不要です。直接会場にお越しください。

なお、事前予約も受付します。(7月26日(金)午後5時まで)



予約・お問い合わせ

徳島県労働委員会(県庁11階) 電話621-3234(土日祝日は除く)

☆労使間のトラブル解決のお手伝いをするため、労働委員会では、相談・あっせん(仲裁)を随時行っています。

高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業訓練生の募集について

再就職をめざす求職者の人を対象に職業訓練を実施しています。入所を希望される人はご相談ください。

募集訓練科

溶接加工科

金属加工製品の製造に必要な図面の見方、各種工具の取り扱いをはじめ、各種溶接加工法の知識・技能を学び、金属加工製品の製作に必要な能力の習得を目指します。

[訓練期間：9月2日(月)～2月28日(金)]

対象者

公共職業安定所に求職の申し込みをしている人など。
※選考があります。詳しくは次の「お問い合わせ」まで
※受講料は無料、テキスト代などは必要です。

募集期間

7月1日(月)～8月5日(月)

問い合わせは(土日祝を除く、平日9:00～17:00)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

徳島職業能力開発促進センター(☎088-654-5102)まで。

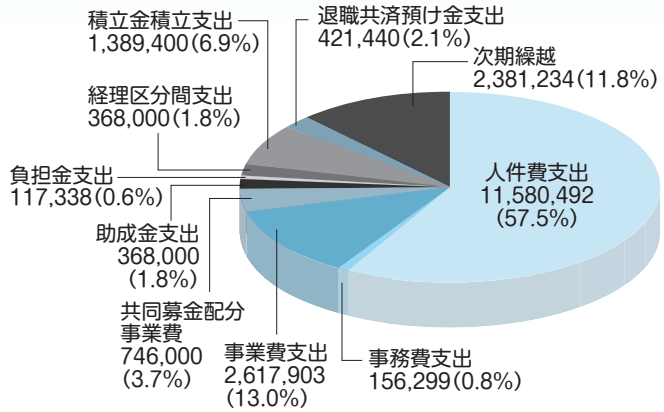
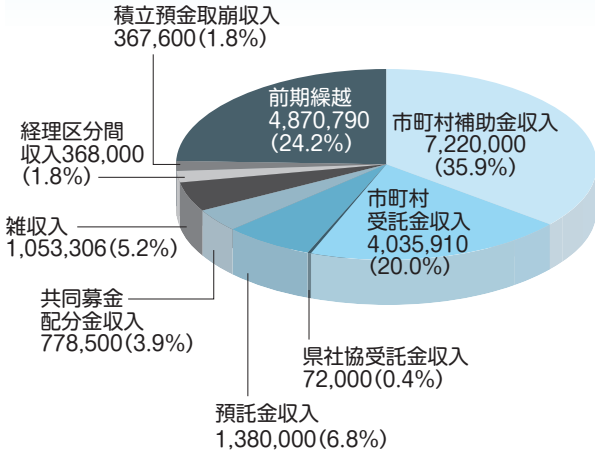


平成24年度 社会福祉協議会決算

歳入

一般会計

歳出



歳入合計額 20,146,106円

歳出合計額 20,146,106円

平成25年3月末 善意銀行残高 22,740,614円 平成24年度 預託件数 21件

歳出

事業費2,617,903円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- ・心配ごと相談に関する事業
開設日 第2第4月曜日（祝日は次の日）
- ・給食サービス事業（年10回 一人暮らし対象）
ふれあい給食会は、ボランティアによって支えられています。
- ・生活福祉資金に関する事業
- ・年賀状の配布
小中学生がひとり暮らし高齢者の皆さまへ毎年年賀状を送っています。
- ・高齢者大学
- ・高齢者など安全点検事業

- ・男性の料理教室
- ・訪問サービス事業
- ・障害者社会参加事業
障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために陶芸教室を実施
- ・ボランティア推進（年間）
- ・学童保育
子育て支援事業として平成15年9月から実施
平成24年度 児童数45人登録
延べ児童数 4,527人 開設日数 262日/年間
平成24年度から第1・第3土曜日も開設。
長期休暇中にはいろいろな行事を取り入れています。

献血車がまいります ご協力ください



■日時 平成25年7月24日(水)

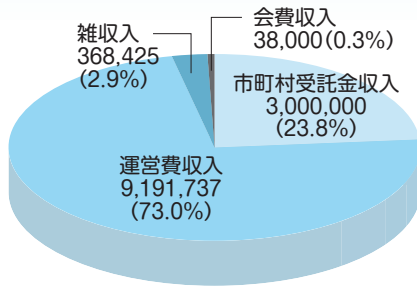
☆全血車（400ml 献血のみの受付となります）

採血場所	献血時間
佐那河内村役場前	9:30~16:00 12:30~13:30の間は休憩です。

- ♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
- ♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの（免許証・保険証など）の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

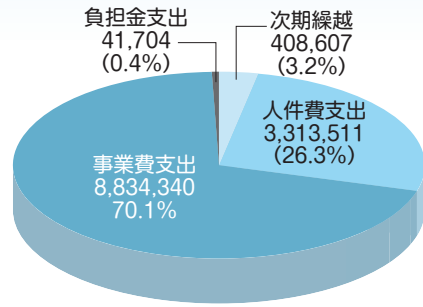
平成24年度 シルバー人材センター決算

歳入



歳入合計額 12,598,162円

歳出



歳出合計額 12,598,162円

歳出

事業費8,834,340円は次のような事業に使われています。

- ・ 会員への配分金 (8,407,211円)
- ・ 公用車経費
- ・ 事業に関する経費



第9回佐那河内村社会福祉大会 表彰推せんについて(案内)

平成25年11月10日(日)開催の村社会福祉大会で社会福祉事業に従事、または協力援助した皆さま及び、団体に表彰状・感謝状を贈呈します。該当する個人・団体の推せんをされる人は、推せん用紙に記入の上、提出してください。

受付 8月1日～9月13日まで

推せん用紙などくわしいことは

佐那河内村社会福祉協議会
担当 森脇・日下

表彰の基準

表彰区分	在職・活動年数・その他留意事項	推薦調書様式
民生委員 児童委員	在職9年以上	民生委員 児童委員 功労者
社会福祉事業 功労者	社会福祉協議会・社会福祉施設役職員 在職4年以上	社会福祉事業 功労者

社会福祉事業 功労者	老人福祉活動推進指導者 在職4年以上	社会福祉事業 功労者
	母子寡婦・身障害・知的障害者福祉 児童健全育成関係者 在職4年以上	〃
	福祉関係団体などの関係者 (団体の長または、その職に準じる職) 在職4年以上	〃
社会福祉事業 協力者	社会福祉活動継続している個人 おおむね5年以上	社会福祉事業 協力者
	民生委員・児童委員として 在職8年以下 おおむね2期	〃
自立生活の模 範となる者	障害者、母(父)子家庭および寡婦な どであって他の範となるもの	自立生活の模 範となる者
在宅介護善行者	おおむね5年以上介護しているもの	在宅介護善行者
社会福祉活動が 特に優秀な団体	おおむね5年以上継続して活動している 団体及びグループ	社会福祉活動が 特に優秀な団体
感謝状	おおむね3年以上継続して活動してい る者 及び団体・グループ	社会福祉事業 協力者 協力団体

1. 表彰の対象は平成25年8月31日現在でその職にあるもの、またはあったもの
なお、民生児童委員については平成25年11月30日現在で適用する。
2. 各表彰対象において、複数の候補がある場合は推薦順位を記入のこと。

善意銀行だより

- 長尾 大治 様……………金一封
- 松本 栄治 様……………金一封
- 森本 教一 様……………金一封

左記の預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意によって膨らんだ預託金を元金とした利子を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

7月18日(木)	いきいき体操教室	宮前公民館	13:30~
7月22日(月)	いきいき体操教室	ハイジ	13:30~
7月30日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~
8月1日(木)	いきいき体操教室	嵯峨老人憩いの家	13:30~
8月27日(火)	コーラス教室	ハイジ	13:30~

7月26日(金) 家族介護者「ゆとりの会」 13:00~14:30ハイジ
(自宅で介護をしている人が対象となります。)

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：多田・大西・佐々木

自衛官募集相談員に委嘱されました。

高根 哲さん(大西)

6月20日(木)自衛官募集相談員の委嘱状(村長と自衛隊徳島地方協力本部長連名)が手渡されました。

《任期》

平成25年7月1日から平成27年6月30日まで



個人情報に関する内容のため削除しています。

情報ボックス

マークの見方 **時**…時間 **所**…場所 **対**…対象
持…持ち物 **問**…問い合わせ先

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
7/17	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
18	木	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 宮前公民館	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
		わんぱく教室	時 10:00~11:20 所 保育所	対 未入所の乳幼児(就学前まで) 保健師相談日・保険料(年間)1人600円
19	金	保育所大川原高原バス遠足	時 9:30~14:30	対 3歳児以上児
21	日	第23回参議院議員通常選挙投票日	時 7:00~20:00	
22	月	心配ごと相談・行政相談 特別相談	時 9:00~12:00 所 農振センター	
		いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 健祥会「ハイジ」	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
24	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
		移動献血事業	時 9:30~16:00 所 役場前	持 献血カード
28	日	全村 道路愛護会	時 8:00~ 所 全村	
30	火	健康料理教室	時 10:00~13:00 所 農振センター1階(会議室)	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円・米1合・エプロン・筆記用具など
31	水	可燃ゴミ・古紙など収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
8/1	木	いきいき体操教室	時 13:30~15:30 所 嵯峨老人憩いの家	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
5	月	心配ごと相談・人権擁護相談	時 9:00~12:00 所 農振センター1階(会議室)	
7	水	粗大廃棄物・廃家電 可燃ゴミなど収集日	時 8:30~11:00 所 追上駐車場	
		ふれあい昼食会	時 11:00~14:00 所 農振センター1階	
13	火	第38回ふるさとづくり納涼夏まつり	時 17:30~21:30 所 中央運動公園	教育委員会



徳島県立佐那河内いきものふれあいの里

平成25年度
企画展

カタツムリ

開催期間

7

11

8

31

あつみ
みいり

企画展「カタツムリ」開催中！

カタツムリを「雨の日にアジサイが、コンクリート塀にいるキモいやツ」と思っているそこのあなた！カタツムリにかじられますよ！そんな嫌われっ子のカタツムリの地位向上のために、ネイチャーセンターではこの夏「キモ

カワ系動物界 NO.1「カタツムリ」企画展を開催します。カタツムリが苦手なあなたも、カタツムリが殻を脱ぎ捨ててナメクジになると思っているあなたも、手に持ってみれる透明樹脂標本があります（衝撃の中身ですよ）。
(松田)



肉と野菜のカラフルサラダ

《作り方》

- ①鶏肉は食べやすい大きさに切り、Aの下味に15分間つける。
- ②ブロッコリーは小房に分け、塩ゆでにする。さつまいも・れんこんは5mm厚さの輪切りにし、かぼちゃはくし型、パプリカは横半分に切り1cm幅の縦切りにする。
- ③ブロッコリー以外の野菜を油でさっと揚げる。
- ④①の鶏肉に小麦粉をつけ、油で揚げる。
- ⑤器に肉と野菜をきれいに盛り付け、Bのドレッシングを上からかける。

★ポイント★

野菜は油で揚げ温野菜にすると、カロリーが抑えられます。
季節の野菜を使ってください。キュウリ、ナス、ピーマン、玉葱など。



《材料(4人分)》

鶏もも肉	240g	かぼちゃ	100g
しょうゆ	大1/2	パプリカ	1/2コ
酒	大1/2	ドレッシング	
生姜汁	小1	サラダ油	大2
小麦粉	大3	酢	大3
揚げ油	適量	はちみつ	大1/2
ブロッコリー	120g	塩	小2/3
さつまいも	80g	こしょう	少々
れんこん	80g	からし	小1/2

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

280kcal
25.3g

蛋白質
塩分

14.6g
1.5g

脂質

12.9g

No.52